

平成30年第2回定例会において、公明党議員団の立場で、一般質問を行います。

さる6月10日に行われた中野区長選挙にて、

区長に就任された酒井新中野区長には、お祝いを申し上げます。

これからの4年間、区民のために誠実にお勤めいただくとともに、中野区の舵取りをよろしくお願い申し上げます。

また、中野区議会補欠選挙にて、初当選された杉山議員には、同僚議員として、どうぞよろしくお願い致します。

それでは、はじめに区長の施政方針について、うかがいます。

施政方針で「今回の区長選挙は、政策決定過程での『区民参加のあり方』が問われた選挙でした。」と、区長選挙の争点を振り返られています。

果たして、本当にそうだったのでしょうか？

そもそもこれまでの区政に対する多くの不満や意見を持つ方々が、区の方針に対して異を唱えていたからこそ、新区長を応援されたのではないのでしょうか。

区民の声をくみ上げる仕組みを持つ、丁寧に議論するとの区長のスタンスは理解できましたが、区民の関心が高いと思われる課題について、区長ご自身は、どう考えているのかは明かされず、玉虫色の印象を持ちました。首長として、これから、いくつもの大きな決断を迫られる場面が、直ぐにもやってきます。その際には、議会の同意を得たうえで、区長としての覚悟を決め、力強くリーダーシップを発揮して頂く事を期待します。

区長が一番に掲げる「中野区を子育て先進区へ」には、現在、大きな社会問題となっている「児童虐待」や「子どもの貧困」などについては、全く触れられていないことも、危機感が乏しく、問題意識が欠如しているように感じました。

東京都目黒区で虐待を受けたとされる5歳の女児が死亡という痛ましい事件が起きました。相次ぐ、児童の虐待死を重く受け止め6月15日、政府は児童虐待防止対策の関係閣僚会議が開かれました。対策の多くは、児童相談所の体制、連携強化についてであります。また、29日には、「子どもの虐待の根絶を目指すプロジェクト」のメンバーが、都知事におよそ10万人分の署名を提出し、児童相談所の体制強化などを要望しました。

児童相談所の設置について検討の進む我が区にとっても児童虐待防止対策は注視すべきであります。

中野区内で一人でも虐待により命を失うお子さんが出るようなことがあれば、ここにいる誰もが胸を痛める事でしょうし、区長ご自身も行政の長として責任を感じられる事と思います。

(1) まずは、中野区で虐待ゼロを目指す、児童の虐待を防止することへの区長のご決意を伺います。

次に、児童相談所の設置について、うかがいます。虐待や子どもの貧困、いじめや非行など、様々な課題に対応するためにも現在、検討が進められている「児童相談所の設置」をスムーズに進める必要があります。これまで、中野区は、区長会等でも積極的に「児童相談所の移管」を求めてきた経緯があります。

(2) 区の児童相談所の設置について、区長はどのようにお考えでしょうか、うかがいます。

中野区では（仮称）総合子どもセンターに児童相談所機能を整備するとともに、別途、一時保護施設を区単独で確保していく考えであり、総合子どもセンターの近接地域に設置することを基本としています。中学校の同一敷地内、複合施設であることを考えると当然であると考えます。

(3) 一時保護所の最適な設置について、ご所見をうかがいます。

施政方針には、ありませんでしたが、これまで我が会派が推進し、全国でも子育て支援の先進的な取組として評価の高い「妊娠出産育児トータルケア事業」の「産後ケア事業」について、区長はいかがお考えでしょうか

(4) 「産後ケア事業」に対しどのように評価されているのか、お聞かせください。

私は、さらに、「産後ケア事業」を充実させていくべきではないかと考えますが、お考えを伺います。

産後うつから、ネグレクトや虐待に発展することもあり、赤ちゃんとお母さんを守るために、お母さんの悩みに寄り添う助産師の存在は非常に重要です。産後ケアの拠点として、重要な役割を担う「助産院」についても、現状では区内に十分とは言えません。

(5) さらに、「助産院」を増やしていく必要を感じています。「助産院」の開設に対する中野区独自の助成制度なども構築すべきと考えますが、いかがでしょうか。うかがいます。

次に、公教育の充実についてお聞きします。

平山幹事長の「現状の課題は何で、教育長や校長の民間人登用によりどう変わるのか」との質疑に対する御答弁は、全く、納得の行くものではありませんでした。

私は、教育長が民間人ではいけないと思っているわけではありませんが、区長のご答弁をうかがい、あえて民間人を登用する必要があるのか？との疑問がわいてきました。

施政方針では、「特に公教育の充実は、自治体がしっかり取り組まなければなりません。」と、のべられています。が、具体的に何をどう充実するのが、見えてきません。

(6) 区長の言われる「公教育の充実」とは、いかなるものでしょうか、お聞きします。

次に、学校教育について、うかがいます。

日本の教員は働きすぎと言われていますが、学校は、教職員だけでは、もはや抱えきれない課題が多い状況であると感じます。現在、保護者や地域住民が公立学校の運営に参画する学校運営協議会を設置した「コミュニティ・スクール」が、全国の公立学校の14.7%に当たる5432校に拡大されています。2017年3月に成立した改正地方教育行政法で、教育委員会に対し学校運営協議会の設置が努力義務化されたことを契機に、1年間で設置校は1.5倍になっています。

これまで、中野区の幼稚園小中学校は、家庭、地域との連携を深め、地域の中で生まれ、支えられてきました。

今年度から、教育委員会事務局には、学校・地域連携担当も設置されており、準備段階に入っているようにも考えられます。

先日の田辺裕子前教育長の退任のご挨拶では、中野の学校教育が地域に支えられていることを感謝され「稀有な地域」と表現されていました。私も、同感です。

住民参加を旨とする区長のもと、中野区においても「コミュニティ・スクール」の設置に踏み切るべきではないでしょうか。

(7) 地域住民が参画し、学校と地域が一体となって学校の諸課題に取り組む「コミュニティ・スクール」の設置を推進すべきと考えますが、いかがでしょうか、うかがいます。

(8) 適応指導教室についてうかがいます。

今後、教育センターの移転にともない、適応指導教室も、新施設で行われる予定です。兼ねてから、学校に通えぬ生徒に学校敷地内の適応指導教室に通わせるというのは配慮にかける発想ではないか、北部や南部地域から通う生徒の利便性を考慮すべきとの視点から、適応指導教室を他の場所でも実施すべきと求めてきました。適応指導教室の開設について、いかがお考えでしょうか。うかがいます。

次に、「すべての区民を対象とした地域包括ケアシステムの構築」についてうかがいます。

地域包括ケアシステムを構築するうえで、都市基盤整備も含めたまちづくりについても、進めていくことが重要であると考えます。

(9) 高齢者・障害者・乳幼児親子の外出時に、その移動を円滑にするためには、新交通システムの導入を図る事が必要です。これまで、様々、検討されながらも実現することの出来なかった「オンデマンド交通」など、地域包括ケアを進める中で、具体的に取り組んでいくべきではないでしょうか、ご見解をうかがいます。

また、安全に外出できるためには、駅舎や道路、施設のバリアフリー化も重要な課題であると思います。

駅やバス停、すこやか福祉センター、高齢者会館など主要なルート上での道路の段差解消を進め、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進めていくことが重要です。

(10)平成27年には、「バリアフリー整備構想」が策定され、その考え方にに基づき、まちづくりの計画は進められていくことになっていると思います。超高齢社会を迎えるこれからの中野のバリアフリーのまちづくり・ユニバーサルデザインのまちづくりについて、どのような見解をお持ちでしょうか。うかがいます。

昨年第2回定例会で、中野区視覚障害者福祉協会の要望を受け、平山幹事長の質問で中野駅北口から、スマイルなかのまでの点字ブロックの早期設置を訴え、現在、点字ブロックが設置され、視覚障害者の皆さんからは大変喜ばれています。

(11)さらに、スマイルなかのから早稲田通りまで点字ブロックを途切れることなく設置すべきではないでしょうか。また、中野駅から中野駅南口の視覚障害者施設まで途切れることなく点字ブロックを設置する必要があると考えます。東京都とも連携を図りながら、早期に実現すべきではないでしょうか。うかがいます。

先日、私は社会福祉法人 武蔵野療園 中野友愛ホームで開催された「ベビーバルシューレ」を同僚議員と見学しました。小さな子どもたちが、伸び伸びとボール遊びをする教室に友愛ホームが会場を提供しています。この他にも友愛ホームでは7月より「子ども食堂」が、また、同系列のしらさぎ桜苑でも「こども食堂」を6月よりスタートしています。介護施設での子どもの居場所・活動拠点としての提供は、乳幼児親子が高齢者の方とも自然に触れ合う機会にもつながります。

(9)介護施設などを地域に開放し、子育て支援の場としても提供していく取組みを中野版地域包括ケアシステムでは、推進すべきではないかと、考えますが、いかがでしょうか。うかがいます。

本年4月に開設された「ウェルファーム杉並」を木村議員と視察いたしました。

当施設は、誰もが気軽に利用できる福祉と暮らしのサポート拠点として、「子ども・子育てプラザ天沼」「杉並福祉事務所 荻窪事務所」「杉並区社会福祉協議会」「在宅医療・生活支援センター」などの複合施設となっています。

親の介護と育児を同時に行うダブルケアや障害のある子と認知症の親など、複数の生活課題を抱えた世帯が増加しています。こうした世帯を、杉並区在宅医療・生活支援センターによる調整のもと、高齢者や障害者、子どもなど様々な相談機関が、丸ごとサポートしていくとしています。

(10)区長は、すこやか福祉センターの機能強化と述べられていますが、これからの地域包括ケアシステムを構築するうえで、区民の在宅生活をサポートする杉並の「在宅医療・生活支援センター」のような機能を強化することが非常に重要であると考えます。いかがでしょうか。うかがいます。

施政方針では「全国の都市部においてのモデルになるような取組を目指していきたい」と抱負を語られています。

(11)一番大変なケース、さまざまな問題が重なり困っている世帯に標準を合わせ、課題の解決に当たっていくことで、全国のモデルとなる中野版の地域包括ケアシステムが構築されると考えます。区長のお考えをうかがいます。

次に、「安心して地域で暮らし続けられるまち、中野」で、示された、区民を見守り支えあう「見守り支えあいネットワーク」の構築について、うかがいます。

(12)これまでの「地域支えあいネットワーク」とは、どう違うのか

(13)また、新たな取組であるとするならば、これまでの「地域支えあいネットワーク」との整合性は図られるのか、うかがいます。

本年3月「区民の町会・自治会活動への参加の促進に関する検討会」の報告書が、作成されました。

この検討会は、地域コミュニティの中核として重要な役割を担う町会・自治会の活動の永続的な継承に向けて、町会・自治会と区がともに課題の解決を検討する機会として設置されました。

(14)町会・自治会の永続的な継承について、区長はどう認識されているのでしょうか。お考えをうかがいます。

(15)また、今回の報告書で見えてきた課題や取組みについては、「安心して地域で暮らし続けられるまち、中野」の構築に、反映されるのか、うかがいます。

次に、西武新宿線沿線まちづくりについて、うかがいます。

これまでわが会派は、西武新宿線沿線まちづくりにおける、駅周辺の賑わいと商店街の活性化を求めて参りました。新井薬師前駅、沼袋駅では、広場や道路の拡幅整備とあわせ、街が賑わっていくことが重要です。

(16) 現在、都市観光・地域活性化担当も加わり、商店街やまちのにぎわいについての検討が進められています。沿線まちづくりと併せた商店街のにぎわい創出について、いかがお考えでしょうか。また、商店街の活性化や街のにぎわいに対する具体的な支援策等も示されるべきと考えますがいかがでしょうか。うかがいます。

野方、鷺ノ宮、都立家政駅では、それぞれ地区まちづくり検討会の「駅周辺地区まちづくり構想」が示され、報告会も開催され、野方、鷺宮は既に本構想を区に提出されています。これまでの地域の皆さんの努力を無にしてはならないと思います。

構想から、方針、計画実施に進む中で、それぞれの立場での意見の違いもあり、時に大きな反対運動に発展する場合もあることは、過去に経験済みです。

例えば、鷺宮には補助133号線の整備という課題があります。

まちづくり構想では地域、事業者、行政がそれぞれに果たす役割が、地域、事業者は「補助133号線の整備などへの協力」、行政は「補助133号線の整備」と示されています。

しかし、これとて反対をされる方もいます。とかく、まちづくりには反対運動がつきものです。検討会に携わった方の中には、区長が変わったことで、方針が変わってしまうのではないかと心配されている方もいらっしゃいます。

区長は、「地域の皆さんが取りまとめた構想を踏まえ、まちづくりの整備方針を検討されていく」と、述べられています。このご発言は大変力強いものです。

(21)地域の皆さんが取りまとめた構想を踏まえ、今後、まちづくりの整備方針を検討していくとの区長のご決意を改めて伺います。

鷺宮駅周辺の課題の一つに公社西住宅の建替えがあります。

白鷺1丁目の都営住宅を建て替える際、その敷地を活用し妙正寺川の水害対策に資する調節池を東京都が設置し、上部をふた掛けし中野区が整備した白鷺せせらぎ公園は、地域の防災拠点、また、子どもたち、お年寄りにもスポーツや憩いの場所として親しまれています。

(22) 西住宅の敷地は、鷺宮体育館、運動広場と隣接し、今後、連立事業が進めば、第八中学校の敷地とも地続きとなります。西住宅建て替えの際には、水害対策のための調節池を整備し、上部をふた掛けし公園など、中野区が地域資源として活用できるよう、東京都に働きかけるべきと考えます。

ご見解をうかがいます。

次に、西武新宿線野方以西の構造形式に対するお考えと、連続立体交差事業の推進についてうかがいます。

5月25日、平成30年度西武新宿線踏切渋滞解消促進期成同盟理事会が

開催されました。

理事会では、「事業の進展と近年の活動内容を踏まえ」期成同盟規約の「区内全線地下化の」文言を削除し、「中井駅～野方駅間の事業の着実な推進と野方駅～井荻駅間の事業の早期実現」と、規約の一部改正が行われました。

(23)野方以西については、構造形式に捉われることなく、一日も早い連続立体交差事業の事業化を求めていくべきと考えますが、区長のご見解をうかがいます。

また、関係機関へは、どのように強く働きかけを行っていくのか、お考えをうかがいます。

この項の最後に、イクボス宣言の継続について、うかがいます。

6月15日で、中野区が全庁挙げて行った「イクボス宣言」より、1年が経過しました。

区長は、選挙戦で、区役所職員の中に漂う閉塞感の打開についても訴えていたと記憶しています。ボトムアップで意見を聞く、風通しの良い区役所をつくることは、非常に重要であると考えます。一方で、区の最高責任者として、区民及び、職員を守るとの責任も問われるのではないかと考えます。

「中野区では、職員の個人としての充実した生き方を仕事に生かすことによって仕事の質が高まり、それが区民にとっての最大の価値を生み出すことにつながる、そのような働き方や組織をつくり上げていくことが重要である」との考え方に基づき「イクボス宣言」は、行われました。

(24) 区長は、宣言を撤回することなく、「中野区のイクボス」として、職員の人生とキャリアを全力で応援されることを期待します。

区長のご決意をうかがって、この項の質問を終わります。

次に、「受動喫煙防止対策について」うかがいます。

東京都の受動喫煙防止条例が6月27日の都議会本会議で、賛成多数で可決、成立しました。今後段階的に施行し、東京五輪・パラリンピックが開催される2020年の4月に全面施行されます。

私は、平成17年の予算特別委員会で、初めて「受動喫煙防止」について、取り上げ、その4月の「中野区吸い殻、空き缶等の散乱及び歩行喫煙の防止等に関する条例」の改正に関連し、質問いたしました。子の際の条例改正では「区民等は、他人の身体及び財産の安全のため、公共の場所においては歩行喫煙をしないよう努めなければならない。」また「(路上喫煙禁止地区)」の指定などが加えられました。

平成17年の条例改正時、路上喫煙の禁止区域の指定ができるようになり、結果的には受動喫煙の抑制の効果もあるとは思いますが、基本的には、歩行者等の安全の確保という観点から、区は取り組まれてきております。

しかし、改正から13年経過しましたが、未だ、歩行喫煙については、大きな課題があると感じています。

(25)この際、「中野区吸い殻、空き缶等の散及び歩行喫煙の防止等に関する条例」の主旨を踏まえ、街の美化や歩行者等の安全確保のために、今一度、その取り組みの強化を図るべきと考えますが、いかがでしょうか。うかがいます。

(26)また、「受動喫煙防止」という新たな視点から、従前の「ポイ捨て条例」を見直す必要もあるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。うかがいます。

都議会公明党から「公共の屋外喫煙所の設置に取り組む自治体に対して都が全面的に支援すべき」と見解を問われ、小池都知事は「今後、都としては、屋外の公衆喫煙所の設置等に要する経費を全額補助するなど、地域の実情に応じた区市町村の取組を積極的に支援していく」と答弁されています。

補助要綱等はこれからですが、東京都は、区市町村からの申請に対して、対応できるよう予算措置を行うと伺っております。

(27)路上喫煙を抑制し受動喫煙を防止するために、区として、積極的に、屋外喫煙所の設置に取り組むべきと考えますが、いかがでしょうか、お聞きします。

平成28年第3回定例会では、

「現在、中野体育館では出入り口付近に喫煙スペースが設置され、屋外での喫煙ではあるが、体育館の正面の出入り口付近であり、たばこの煙が館内に流れ込む位置にある。受動喫煙対策を講じた上で喫煙所の設置をすべき」と、質問いたしました、しかし、現状では、喫煙所の設置の見直しが難しいようです。

(28)条例制定により東京都が、10分の10、補助するとしている公衆喫煙所に関する補助制度を活用し、現中野体育館屋外に、屋外公衆喫煙所を設置すべきではないかと考えます。いかがでしょうか。

(29)現在、中部スポーツコミュニティ・プラザや南部スポーツコミュニティ・プラザは、敷地内禁煙をうたっております。喫煙所の見直しが難しいのであれば、この際、中野体育館も敷地内禁煙に改めたいかがでしょうか、うかがいます。

その他で、2点お伺いする予定でしたが、別の機会に改めます。

取材を頂きました、理事者の皆様ありがとうございました。

以上で、私の質問は終わります。

御清聴、ありがとうございました。